白砂青松

フィールドワークで各地を歩いていると、忘れられない出会いがある。高知県土佐清水市大岐の橋本田鶴子さんも、そのひとりである。

私達が訪れたのは、この地を舞台としたリゾート開発をめぐる裁判について、話を聞くためであった。この大岐浜は、大平洋に洗われているせいか、やや大きめの真っ白い砂粒で一面に敷きつめられている。白い浜が、背後の松林の緑と鮮やかなコントラストを成して、白砂青松を絵に描いたような美しい景色である。

リゾート開発の話が持ち上がったのは、一九八三年のことだった。地区の区長はじめ多くの住民は賛成したが、一部の住民が反対した。ところで開発予定地の浜林は、旧区長ら三名の共有名義で登記されていたが、三名はすでに故人となっていた。開発するためには名義を現区長に改める必要があったため、旧区長らの相続人に名義の移転を求めたが、その中に開発反対派がいたためこれに応じず、裁判になった。

九一年九月、高知地裁で判決が言い渡された。原告（現区長）勝訴であった。しかしこの結果、原告は開発を断念し、被告らは快哉を叫んだ。なぜこのような奇妙なことがおこったのだろうか。秘密は、判決理由の中にあった。判決は理由の中で、問題の土地は入会（いりあい）地であることを実質認定していたのだ。

入会権というのは、民法で規定されたれっきとした物権なのだが、「各地方の慣習」に法的効力を認めている。そして、入会地の処分については、権利者全員一致の賛成を要するというのが、全国どこでも一般的な慣習である。大岐地区には、頑強な反対者がいるので、全員一致は至難とみられた。原告らには、まことに皮肉な結末となった。

橋本さんは、反対運動の先頭に立ち、被告として闘った。静かな口調の中に、先祖伝来の松林をかけがえのない財産として守って行くとの信念がうかがえた。ごくふつうの農家のおばさんのどこにそのようなエネルギーがあるのだろうかと、私達はその顔を仰いだ。